

平成26年10月17日

山梨市長 望月清賢 殿

山梨市下水道事業審議会

会長 大村 彰



下水道使用料の改定について(答申)

平成26年7月11日付け、梨下水1第7-6号で本審議会に諮問されたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、「山梨市下水道事業経営計画」に基づき、計画の進捗状況、目標の達成状況等を検証したところ、下水道事業によって市民により良い生活環境を提供するとともに、経営の効率化と健全化を進めるため、引き続き計画を実行していくことが必要と判断する。

また、将来にわたり下水道事業特別会計の適正な運営を確保するため、以下のとおり使用料の改定をする必要がある。

なお、今後とも受益者負担の原則に配慮しつつ、経営の安定化が図られるよう、効率的な整備と水洗化率の向上に努めることを要望する。

(改定時期)

- 1 本答申に基づく新たな下水道使用料の適用は、平成27年度4月以降を目途とする。

(使用料の改定額)

- 2 平均使用料額について、以下のとおり改定する。

(円/m³:消費税別途)

平均使用料単価	現状額	改定額	差額 (1円未満切捨)	改定率
	106.7円	129.5円	22円	20.6%

- 3 従量区分別使用料額について、平均使用料における差額を均等配分する方式で以下のとおり改定する。

(1箇月当り:消費税別途)

従量区分	現状額	改定額	引上げ額
10m ³ 以内(基本料金)	820 円	1,040 円	220 円
11~20m ³ まで	93 円/m ³	115 円/m ³	22 円/m ³
21~50m ³ まで	104 円/m ³	126 円/m ³	22 円/m ³
51~200m ³ まで	114 円/m ³	136 円/m ³	22 円/m ³
201m ³ 以上	124 円/m ³	146 円/m ³	22 円/m ³

(見直し時期)

- 4 今後の下水道使用料の改定については、経営計画の目標年次(平成33年)までの間、3年毎に見直しを行うことを基本とする。

但し、社会情勢や他の重要事項等により調整することを妨げない。

(提言事項)

- 5 今後の下水道事業を進めるにあたり、本審議会での関連意見をまとめ、以下のとおり提言する。

- (1) 新規加入を拡大する施策を推進し、水洗化率の向上により使用料収入の増加を図り、公費負担と受益者負担の割合を適正にすること。
- (2) 経営計画は、必要に応じた見直しを行い、今後策定される第2次山梨市総合計画との整合を図ること。
- (3) 未普及地域の整備は、早期に投資効果が得られる地域の整備を優先し、普及率、水洗化率の向上を図ること。
- (4) 市民の環境への意識向上と料金改定に十分な理解を得るため、広報に努めること。

(審議経過)

第1回 平成26年 7月 11日

諮問及び下水道事業経営計画について

第2回 平成26年 8月 5日

下水道事業の現状と課題について

県内各市の料金について

第3回 平成26年 8月26日

下水道使用料の改定(案)について

第4回 平成26年 9月11日

下水道使用料の改定(案)について

下水道使用料の答申(案)について

第5回 平成26年 10月17日

下水道使用料の答申(案)について及び答申

審議内容の詳細については、別紙審議会議事録概要による。